

## 意見書案 第 号

## 障害者雇用施策の充実強化を求める意見書

国では、平成 19 年より『「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画』に基づいた障害者の自立支援に向けた施策を展開するなど、これまで多くの障害者雇用を実現してきた。

そのような中、今年には中央省庁や地方自治体等の公的機関において、障害者手帳の交付に至らない人を障害者として雇用するなどの「障害者雇用水増し問題」が発覚し、行政機関による障害者雇用制度への形骸化が浮き彫りとなった。この問題に対しては、障害者雇用施策を牽引する立場として、早急な原因究明と再発防止策を図っていく必要がある。

一方、事業主にとっては、障害者雇用のノウハウ不足やニーズに合った人材に恵まれないなどの課題を抱えており、円滑な雇用の促進や障害者本人の職場への定着が進まない実態もある。

よって、国におかれては、障害者の就業機会の拡大や能力に応じた働きやすい仕組みづくりの一層の推進を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 複数の事業主で障害者雇用率を通算することができる特例子会社制度や事業協同組合等算定特例については、認定のために一定の要件を満たす必要があることから、中小企業が設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、財政措置を充実すること。
- 2 事業主が行う取組への支援充実のため、減額された特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給総額を復元、増額すること。
- 3 障害者の就業機会の拡大や工賃向上への支援充実のため、事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援を拡充するとともに、社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所などへの発注量の増加につながる障害者雇用促進の仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
一億総活躍担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

## 意見書案 第 号

## 林野事業等の更なる推進を求める意見書

我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、前線や台風に伴う豪雨や地震・火山活動等の自然現象が頻発することから、毎年、全国的に多くの山地災害が発生している。

国民生活や山村地域を脅かす危機的な状況から脱却するためには、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等により、美しい山々を次世代に引き継いでいくための林野事業等に全力で取り組んでいく必要がある。

よって、国におかれては、林野事業等の更なる推進を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震による災害の発生などを踏まえ、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等を進めるため、補正予算等の緊急の財政措置も含めて一層強力に推進すること。
- 2 森林環境税（仮称）や新たな森林管理システムの創設により市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援を図ること。また、森林環境税（仮称）について広く国民に周知、理解を図るとともに、森林環境譲与税（仮称）については、地域の実態や課題に合わせた活用が可能となるような制度とすること。
- 3 木材生産の効率化に向けた林業機械の開発・改良、情報通信技術（ICT）・ロボット技術・レーザー計測の活用などの技術革新により、生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく、安全で魅力ある林業の創出を図ること。
- 4 地域内で伐採した木材を、その地域の材木店や工務店が、地域内で新築住宅やリフォーム、中低層建築物に活用できる新技術の開発や仕組みづくりを行うこと。
- 5 早生樹やコンテナ苗等を活用した低コスト再造林の普及・定着、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
国土強靱化担当大臣  
情報通信技術（I T）政策担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

意見書案 第 号

「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書

「義援金に係る差押禁止等に関する法律」は、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立されたものである。

また、2016年の熊本地震や2018年の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨災害の際にも同様に法的枠組みが作られ、国会会期中に速やかに成立されている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震など個々の災害に対応した臨時法として、災害発生の際に立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、国におかれては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間の対応を可能とするべく、「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を早期に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
法務大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様

兵庫県議会議長 松本隆弘

## 意見書案 第 号

## 認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。

さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れ、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 国や自治体、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後から本人の視点に立った支援の充実が不可欠であることから、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通じ、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

## 意見書案 第 号

## 海外における我が国G I（地理的表示）製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書

伝統的な生産方法や気候・風土・土壌など生産地の特性が品質等の特性に結びついている産品が全国に数多く存在している。これらの産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」である。

農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図るよう取組を進めているところである。

しかし、農林水産省の調査によると、海外産であるにもかかわらず、日本の産地を名乗る産品が数多く流通していることが判明した。本県の特産品で海外からも非常に人気のある「神戸ビーフ」も中国産のものが見つかった。他にも「夕張メロン」、「市田柿」、「特産松阪牛」など日本を代表する産品名が不正に使用されている。これらの行為はこれまで生産から販売まで携わってこられた関係者への冒瀆であり、ブランドイメージを低下させる、知的財産権の侵害と判断せざるを得ない。

また、先般、輸出禁止の和牛精液が日本国外へ不正に持ち出されていたことが明るみになり、畜産農家に大きな不信感を抱かせるだけでなく、G I 産品の種子等の国外流出も懸念されている。

よって、国におかれては、早急に対象国と相互保護の協定を結び、不正使用している団体に対して名称を使用しないように求めるなど、海外における我が国G I 産品の保護・侵害対策を強化するとともに、国内におけるG I 産品の種子等の国外流出対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



平成 30 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
産業競争力担当大臣  
内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）

} 様

兵庫県議会議長 松本隆弘

## 意見書案 第 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設  
を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

意見書案 第 号

持続可能な国民健康保険の確立に向けた対策を求める意見書

兵庫県内における国民健康保険加入世帯は、2017年6月1日現在で、790,648世帯であるが、そのうちの滞納世帯数は、12.9%、102,315世帯となっている。

国民健康保険制度は、国民全ての健康の保持増進を支える基盤として重要な役割を果たしているが、被保険者の年齢構成が高いことなどにより医療費が高水準となる一方で、被保険者の所得水準が低いことから、保険料負担率が高くなるといった構造的な問題を抱えている。

今後も国民健康保険の被保険者が安心して医療を受けることができる仕組みの構築が求められている。国民健康保険の財政が逼迫する中、今年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担っているが、持続可能な制度として確立し、被用者保険との格差を縮小するためには、更なる財政基盤の強化等、各般の取組が必要である。

よって、国におかれては、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤を確立し、国民健康保険を持続可能な制度として維持するため、国が責任を持って必要な財源の確保を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
全世代型社会保障改革担当大臣

}

様

兵庫県議会議長 松本隆弘